

# 総務常任委員会会議録

令和4年11月25日

寒川町議会



出席委員 黒沢委員長、吉田副委員長  
茂内委員、山田委員、柳田委員、佐藤（一）委員、青木委員、山上委員、柳下委員、  
天利委員

説明者 野崎総務部長、皆川人事課長、高橋副主幹、三澤副主幹

案 件

（付託議案）

1. 議案第65号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

午前11時10分 開会

【黒沢委員長】 それでは、皆様、改めまして、こんにちは。本会議の休憩中ではございますけれども、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

本委員会の案件につきましては、次第のとおり、付託議案1件でございます。議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明していただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【黒沢委員長】 それでは、執行部入室まで暫時休憩といたします。

---

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第65号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案について説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 皆様、こんにちは。

それでは、これより先ほどの本会議にて提案をいたしました議案第65号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について審査をお願いいたします。

なお、この議案につきましては、期末勤勉手当の基準日が12月1日となっております関係から、この日より前に議決をお願いするものでございます。それでは、皆川人事課長よりご説明を申し上げます。

【黒沢委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 それでは、議案第65号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

人事院が毎年実施する民間給与調査を踏まえまして、本年8月8日に勧告、報告がされたところでございます。なお、勧告に基づく国家公務員の給与改定につきましては、関係法律の改正案が11月11日に国において可決、成立しております。

今回の人事院勧告の内容につきまして、まず、月例給について、民間給与が公務員給与を上回る

0.23%を埋めるために、国においては平均改定率0.3%の引上げを行うもので、具体的には初任給について3,000円から4,000円の引き上げ、また、30歳代半ばまでの職員について、所要の改定を行うものでございます。

次に、期末勤勉手当について、民間の支給実績に見合うよう0.1月分を引き上げ、民間の支給状況を踏まえ、勤勉手当に配分するものでございます。

それでは、条例改正の内容について、新旧対照表でご説明いたします。タブレット資料は01、議案第65号の29分の15ページ、新旧対照表の1ページをご覧ください。今回の改正は、第1条から第4条までの条建ての改正方法を取っております。

改正条例の第1条関係は、寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第18条第2項第1号中の一般職の職員のうち、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給率「100分の95」を「100分の105」に改め、0.1月分引き上げるものでございます。これによりまして、6月期と12月期を合わせた一般職の職員の期末勤勉手当の年間支給月数は、「4.3月」から「4.4月」となります。

次に、同項第2号中の再任用職員の勤勉手当の支給率「100分の45」を「100分の50」に改め、0.05月分引き上げるものでございます。これによりまして、6月期と12月期を合わせた再任用職員の期末勤勉手当の年間支給月数は、「2.25月」から「2.3月」となります。

次に、別表第1と別表第2の改正は、行政職給料表(1)と行政職給料表(2)の改正でございます。恐れ入ります、タブレット資料は29分の19ページをご覧ください。29分の19ページから29分の24ページまでが行政職給料表(1)、29分の24ページ以降が、行政職給料表(2)の新旧対照表でございますが、今回の人事院勧告による引き上げに伴い、給料表を整理したものでございます。

恐れ入ります、タブレット資料29分の15ページ、新旧対照表の1ページにお戻りください。改正条例の第2条関係は、こちらも寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。次のページにかけてになりますが、第18条第2項第1号の改正は、先ほどの第1条関係で再任用職員以外の職員の12月期の勤勉手当の支給率を改定いたしますので、令和5年度以降、6月期と12月期の支給率を均等にするため、「100分の105」を「100分の100」に改めるものでございます。

次に、同項第2号の改正も同様に、再任用職員の令和5年度以降、6月期と12月期の支給率を均等にするため、「100分の50」を「100分の47.5」に改めるものでございます。

続きまして、改正条例の第3条関係は、寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例でございます。第7条第1項の改正では、高度の専門的な知識、経験等を有する特定任期付職員の給料表の改正で、国に準じて1号給の37万5,000円を37万6,000円に改めるものでございます。

次に、新旧対照表の3ページをご覧ください。第8条第2項の改正は、特定任期付職員について、こちらは12月期の期末手当の支給率となりますが、「100分の162.5」から「100分の167.5」とし、0.05月分引き上げるものでございます。なお、現時点では、特定任期付職員の採用は行っておりませんので、こちらの支給率に係る支給はございません。

続きまして、改正条例の第4条関係は、こちらも寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、第8条第2項の改正は、先ほど第3条関係でご説明したとおり、特定任期付職員の期末手当の支給率を「100分の167.5」と改正いたしますので、令和5年度以降、6月期及び12月期の支給率を

均等にするため、「100分の165」と改めるものでございます。

新旧対照表の4ページをご覧ください。最後に、改正附則でございます。第1項では、この条例は公布の日から施行といたしますが、第2条、第4条の規定は、令和5年度以降の6月期と12月期を均等にするための改正規定であるため、第2条及び第4条の規定については、令和5年4月1日から施行することとしております。第2項では、給料表の改正は令和4年4月1日に遡及して適用することとしております。第3項では、改正前の規定による支給については、改正後の規定による支給の内払いとみなすものでございます。

以上で説明を終わります。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、質疑なしと認めます。大変にご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

---

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日の総務常任委員会に付託されました議案は、質疑まで終了いたしました。この後討論、採決の予定ですけれども、討論のための休憩は必要でしょうか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 よろしいですか。それでは、このまま討論、採決に入らせていただきます。

まず、これより討論に入ります。議案第65号 寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について討論はありませんか。初めに反対の立場の方。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成の討論のある方。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして総務常任委員会を終了いたします。大変にご苦労さまでした。ありがとうございました。

午前11時21分 閉会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和5年2月21日

委員長 黒 沢 善 行